

# 公益財団法人ふくしま自治研修センター政策形成支援事業実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人ふくしま自治研修センター定款第4条第1号から第4号に規定する事業（以下これらを「政策形成支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施の原則)

第2条 政策形成支援事業の実施に当たっては、公益財団法人ふくしま自治研修センター定款第3条に規定する福島県内における地方公共団体（福島県内における地方公共団体に関係がある公社等外郭団体のうち、代表理事が別に定めるものを含む。）及び市町村で構成する協議会等（以下これらを「県内地方公共団体等」という。）の政策形成を的確に支援するとともにそのプロセスを通じて県内地方公共団体等職員の政策形成能力の向上に寄与するという役割を果たすため、研修事業と密接な連携を図りながらその効果が最大限に発揮されるよう努めるものとする。

(事業区分)

第3条 政策形成支援事業は、政策形成実践研修（短期研究会）、政策形成アドバイザー支援、政策形成講師派遣、政策課題セミナーに区分する。

(1) 政策形成実践研修（短期研究会）

県内地方公共団体等職員の政策形成能力の向上を支援するため、政策形成の基本プロセスを学ぶ研修を実施する。

(2) 政策形成アドバイザー支援

県内地方公共団体等が実施する調査研究及び政策形成を支援するため、政策形成アドバイザーが助言・指導等を行う。

政策形成アドバイザーは、助言・指導等を行うにあたって、その技術の向上のため、研修等を受講できるものとする。

(3) 政策形成講師派遣

県内地方公共団体等における政策形成能力の向上を目的とした人材育成を支援するため、県内地方公共団体等が実施する研修会等に講師を派遣する。

(4) 政策課題セミナー

県内地方公共団体等に政策形成のヒントや気づきとなる情報を提供するため、県内地方公共団体等の関心の高い政策課題をテーマとして、有識者を招いた講演等を開催する。

(実施計画の作成)

第4条 ふくしま自治研修センター所長（以下「所長」という。）は、毎年2月

末日までに翌年度の政策形成支援事業の実施計画を作成する。

(事業の募集と決定)

第5条 所長は、県内地方公共団体等に対して政策形成支援事業の募集を行う。

- 2 所長は、政策形成支援事業の申出があった場合には、事業の適合性、予算、要員などを検討の上、適当と認めた場合にはこれを決定する。
- 3 所長は、前項の決定をしたときは、速やかに、県内地方公共団体等の長に通知するものとする。
- 4 当該県内地方公共団体等の長は、前項の決定通知後に変更等の必要が生じたときには、速やかに所長に変更を申し出るものとする。
- 5 所長は、前項の申出があった場合において、その理由がやむを得ないと認められた場合には、変更の決定をし、その旨を県内地方公共団体等の長に通知する。

(費用の負担)

第6条 政策形成支援事業の実施に要する県内地方公共団体等の費用負担については、第3条の事業区分に応じ、原則として次に掲げるところによる。

- (1) 政策形成実践研修(短期研究会)については、自己の団体に所属する職員が参加するにあたっての旅費及び必要な経費を負担する。
- (2) 政策形成アドバイザー支援については、事業を活用する県内地方公共団体等は原則として政策形成アドバイザー活用に関する報酬又は謝金、旅費を負担する。
- (3) 政策形成講師派遣については、事業を活用する県内地方公共団体等は原則として講師の派遣に関する旅費を負担する。
- (4) 前各号に掲げる経費以外の費用負担について疑義が生じた場合は、当該県内地方公共団体等とふくしま自治研修センター(以下「研修センター」という。)との協議により決定する。

(施設の利用)

第7条 政策形成支援事業を実施するにあたり、研修センターの施設を利用することができる。

ただし、宿泊利用は舎監が勤務する研修のある日に限るものとする。

- 2 前項の場合における宿泊に伴う経費は、県内地方公共団体等で負担するものとし、その額は研修の場合に準ずる。

(施設利用者の規律)

第8条 政策形成支援事業に係る調査研究のため、研修センターの施設を利用する県内地方公共団体等の職員は、所長の定める規律に従い、調査研究に専念しなければならない。

- 2 所長は、政策形成支援事業に係る調査研究のため、研修センターの施設を

利用する県内地方公共団体等の職員が規律に違反するなど不適切な行為が認められる場合には、県内地方公共団体等の長と協議の上、退所させることができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、政策形成支援事業の運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人ふくしま自治研修センターの設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。